

産業廃棄物の種類

No	種類	具体的な例
1	燃え殻	石灰殻、償却炉の残灰、炉清掃排出物等の各種焼却かす。
2	汚泥	工場排水などの処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じた泥状物、建設工事で発生した汚泥などの有機性及び無機性のすべての汚泥。
3	廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、などの廃油類、廃溶剤、タールピッチなど、鉱物性油及び植物精油のすべての廃油類。
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃写真現像液など、すべての酸性の廃液。
5	廃アルカリ	金属せっけん液、廃写真現像液など、すべてのアルカリ性の廃液。
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子系化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類。合成皮革くず。廃タイヤ（合成ゴム）、接着剤かすなども含まれる。
7	紙くず	建設業（工作物の新築、改装または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物か工業から生じた紙くず。
8	木くず	建設業（工作物の新築、改装または除去により生じたもの）、木材または木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生じた木くず、パレット。
9	繊維くず	建設業（工作物の新築、改装または除去により生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生じた畳、じゅうたん、木綿くずなどの天然繊維くずが含まれるもの。
10	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業原料として使用した動植物性残さ（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）

1 1	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物。
1 2	ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくず、廃プラスチック類）
1 3	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くずなど。
1 4	ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、コンクリートくず、（工作物の新築、改装または除去により生じたものを除く）、陶器くずなど。
1 5	鋳さい	高炉、平炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鋳石、粉炭かすなど。
1 6	がれき類	工作物の新築、改装または除去により生じたコンクリートの破片、レンガの破片、かわらの破片などに類する不要物。
1 7	動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿。
1 8	動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体。
1 9	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設または産業廃棄物焼却施設で発生したばいじん、集じん施設により集められたもの。
2 0	上記 1 9 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	上記 1 ~ 1 9 の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記 1 ~ 1 9 に該当しないもの（汚泥のコンクリート固化物など）。